

(様式第 1 号別紙 1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 熊本県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び苓北町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、要領及び要項に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 支援金の申請日から 3 年未満に苓北町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 税金・保険料・使用料等を滞納した場合：全額
 - (6) 支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に苓北町以外の市区町村に転出した場合：半額

上記各項目のとおり誓約します。

年 月 日

氏 名